

## 仙台・宮城ミュージアムアライアンス実行委員会規約

### (名称)

第1条 この会は、仙台・宮城ミュージアムアライアンス実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、多種多様なミュージアムが連携する相乗効果により、単館では為し得ない多角的かつ新たな価値の創造と幅広い還元を実現することで、人々の知的活動とミュージアム機能の活性の好循環を生み出すことを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

### (組織)

第4条 本会の構成団体は、仙台・宮城地域の博物館施設、行政、大学等高等教育機関、社会教育施設等のうち別表に掲げるものとし、本会は、構成団体の代表者（代表者が指定した者を含む。以下「委員」という。）をもって構成する。

2 本会の運営を円滑に行うため、幹事会及び事務局を置く。

3 本会の事業の企画、運営等を行うため、必要に応じて事業部会を置くことができる。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

(1) 実行委員長 1名

(2) 副実行委員長 1名

(3) 監事 2名

2 実行委員長は、仙台市教育局生涯学習部長とする。

3 副実行委員長以下の役員は、委員の中から実行委員会において選任する。

4 監事は、他の役員を兼ねることができない。

### (役員の仕事)

第6条 実行委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の業務執行の状況及び会計を監査する。

### (役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、本会の最高の意思決定機関であり、全委員をもって構成する。

- 2 会議は、必要に応じ実行委員長が招集する。
- 3 会議の議長は、実行委員長があたる。

(会議の議決事項)

第9条 会議は、本会の運営に関する次の事項を審議する。

- (1) 仙台・宮城ミュージアムアライアンスの実現に必要な事業方針の決定に関すること
- (2) その他本会の活動に関する重要事項で、実行委員長が必要と認めた事項。

(会議の定足数等)

第10条 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。また、次の場合は、出席したものとみなすことができる。

- (1) その所属団体の職員を代理人として出席させた場合。
  - (2) 当該議事に関し書面をもってあらかじめ意思を表示した場合。
- 2 会議の議事は、特に定めるものを除き、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、せんだいメディアテーク内に置く。

- 2 事務局の業務は、仙台市教育局生涯学習課、仙台市博物館及びせんだいメディアテークの職員がこれにあたる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。
- 2 仙台・宮城ミュージアムクラスター構想実行委員会規約（平成 21 年 6 月 26 日）は、廃止する。

附 則（平成 27 年 3 月 20 日改正）

この規約は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 3 日改正）

この規約は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 1 日改正）

この規約は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 14 日改正）

この規約は、平成 30 年 3 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 15 日改正）

この規約は、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日改正）

この規約は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 21 日改正）

この規約は、令和 5 年 6 月 21 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第4条関係）

仙台うみの杜水族館

せんだい3.11メモリアル交流館

仙台市科学館

仙台市縄文の森広場

仙台市天文台

仙台市富沢遺跡保存館

仙台市博物館

仙台市八木山動物公園

仙台市歴史民俗資料館

仙台文学館

せんだいメディアテーク

東北学院大学博物館

東北大学学術資源研究公開センター（東北大学総合学術博物館、東北大学史料館、東北大学植物園）

東北福祉大学芹沢銈介美術工芸館

仙台市教育委員会（生涯学習部）